

借用財産の登録不備

対象部局室課名	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>西堺警察署 警察本部 総務部 施設課</p>	<p>西堺警察署では、浜寺諏訪森交番について、建物及び屋外に設置された広報板を民間企業から借り入れているにもかかわらず、屋外に設置された広報板が、使用貸借契約書への記載や公有財産台帳等管理システムへの登録がされていなかった。</p>	<p>借用財産に対する府の管理責任の明確化を図るため、署においては、使用貸借契約書を管理義務及び返還義務がある物件全てを表示した内容に変更するとともに、財産借入の重要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行うなど必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【民法】</b> (使用貸借) 第593条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第2章 公有財産の取得 第3節 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> </div>	<p>借用先とは広報板を追加した変更契約を締結し、借用財産の適正な管理に向け、財産借入の重要性について周知徹底を図り、また、同契約内容について、平成28年5月10日付け公有財産台帳等管理システムへの登録を行ったものである。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年10月21日）